

BIS 認定制度要綱

社団法人 北海道建築技術協会

BIS 認定制度要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この制度は、住宅・建築物（以下「住宅等」という。）の新築、増築、改築、（以下「建築」と総称する。）及び改修に関わる業務に携わる技術者等が、断熱、気密、換気及び暖房（以下「温熱環境要件」という。）に関して、正しい設計、精度の高い施工方法等を習熟し、適切な現場管理を行うことにより、建築主等の期待に応えて北国にふさわしい温熱環境要件を備えた住宅等の普及を図り、もって住環境の快適化と省エネルギー化の推進に寄与し、住生活水準の向上と住宅産業の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第2条 この制度においては、住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門的知識を有し、正しい設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者、及び適切な断熱・気密施工技能を有する技術者を養成する事業及びこれを修得した技術者を断熱施工技術者（ビルディング・インシユレーション・スペシャリスト。以下「BIS」という。）として認定し、育成する事業を行う。

(実施機関等)

第3条 この制度の実施機関は、社団法人 北海道建築技術協会（以下「協会」という。）とし、協会は、この制度を円滑に運営するため、B I S 認定制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 運営委員会は、行政機関・建築関係団体・協会・学識経験者等から選任する運営委員で構成し、その事務局を協会に置くものとする。
- 3 運営委員会は、事業運営に係る重要事項の審議決定する機関であって、この要綱に定めるB I S 試験講習委員会を統括する。
- 4 運営委員会の設置・運営に必要な具体的な事項は、協会が別に定めるものとする。

(B I S 試験講習委員会の設置)

第4条 協会は、6条第1項の規定による講習会、並びに7条の認定試験を円滑に実施するため、B I S 試験講習委員会（以下「試験講習委員会」という。）を設置することができるものとする。

- 2 試験講習委員会の設置・運営に関し必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

(B I S の定義等)

- 第5条 B I Sとは、住宅等の建築及び改修に関わる温熱環境要件に係る業務に高度な専門的知識と実務経験を有する者、及び適切な断熱・気密施工の専門知識と実務経験を有する者で、この要綱に定める認定試験に合格し、この要綱の定めるところにより登録を受けた者をいう。「BIS」は、次にあげる3種類とする。
- 一 B I S : 住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門的知識を有し、正しい設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者
 - 二 B I S - E : 住宅等の適切な断熱・気密施工技能を有し、これを指導できる技術者
 - 三 B I S - M : B I S と B I S - E の双方の資格を有している技術者
- 2 B I S は、その専門的知識と実務経験を活かし、住宅等の建築及び改修に際し、温熱環境要件に係る計画・設計及び施工又は技術者の指導等を行い、北国にふさわしい住宅等の普及を図るものとする。
- 3 B I S は、前項に規定する任務を達成するため、常に新しい技術や新情報の吸収を図り、その専門的知識と実務経験の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 講 習 会

(講 習 会)

- 第6条 協会は、第2条に規定する技術者養成事業及びB I S 育成事業として、次に掲げる講習会を実施するものとする。
- 一 B I S 養成講習会(以下「養成講習会」という。)
住宅等の建築及び改修に関わる業務に携わる技術者等(特に資格を問わない)を対象とする講習会
 - 二 B I S 更新講習会(以下「更新講習会」という。)
B I S 資格を更新しようとする者又はB I S 認定試験合格者を対象とする講習会
 - 三 B I S - E 講習会(以下「E講習会」という。)
住宅等の断熱・気密施工に携わる技術者等(特に資格を問わない)を対象とする講習会
- 2 協会は、養成講習会、更新講習会及びE講習会を、原則として、毎年度1回実施するものとする。
- 3 第1項の講習会の経費として、協会が運営委員会の議を経て受講手数料を徴することができるものとする。
- 4 講習会の実施に必要な具体的事項は、協会が別に定めるものとする。

第3章 認 定 試 験

(認 定 試 験)

第7条 協会は、第2条に規定するBIS認定事業として、BIS及びBIS-Eの認定試験（以下「認定試験」という。）を、原則として、毎年度1回実施するものとする。

2 認定試験は、BIS及びBIS-Eそれぞれ以下の内容について行う。

BIS：住宅等の建築及び改修に関わる温熱環境要件に必要な知識及び技能

BIS-E：住宅等の建築及び改修に関わる断熱・気密施工に必要な知識及び技能

3 第1項の認定試験の経費として、協会は運営委員会の議を経て受験手数料を徴することができるものとする。

4 認定試験の実施に必要な具体的事項は、協会が別に定めるものとする。

（受験資格）

第8条 BISにおいては、認定試験の受験資格者は、次の各号の一に該当する者または建築士の受験資格を有する者とする。ただし、六号から八号に掲げる区分に応じ定める年数は、温熱環境要件に係る計画・設計・施工等の業務若しくはこれらに関わる専門的知識を有する業務における実務経験年数とする。

一 一級建築士・二級建築士・木造建築士

二 建築施工管理技士

三 建築設備士

四 管工事施工管理技士

五 空気調和・衛生工学会設備士

六 学校教育法による大学を卒業した後一年六月以上

七 学校教育法による高等学校を卒業した後四年六月以上

八 前二号以外の場合で七年以上

2 BIS-Eにおいては、認定試験の受験資格者は、断熱・気密施工等と施工管理の業務に3年以上の実務経験を有する者とする。

（秘密保持義務）

第9条 協会の役員若しくは職員・事務局員・運営委員・試験講習委員又はこれらの職にあった者は、認定試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、試験講習委員は、認定試験の問題の作成及び答案の採点に当たって厳正を保持し、不正な行為のないようにしなければならない。

（不正行為に対する措置）

第10条 試験講習委員会は、不正な行為により認定試験を受けようとし、又は受けた者に対しては、認定試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

2 試験講習委員会は、前項の規定により認定試験の合格を無効とする場合には、運営委員会の議を経なければならない。

第4章 登 録

(登 録)

第11条 住宅等の建築及び改修に関わる温熱環境要件に係る業務、並びに断熱・気密施工に関わる業務をBIS、BIS-EならびにBIS-Mとして行おうとする者は、この要綱に定める認定試験に合格し、この要綱の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年間以内とする。

3 前項の登録の有効期間満了後も引き続き登録を希望する者は、有効期間の満了する日以前1年以内に、協会が実施する更新講習会を受講し、更新の登録を受けなければならない。

4 第1項又は前項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、BIS認定登録申請書(以下「登録申請書」という。)を提出しなければならない。

5 第1項の登録期間を満了した者が新たに登録を受けようとするときは、受けようとする日以前1年以内に、協会が実施する更新講習会を受講しなければならない。

6 協会は、第1項及び第3項の登録を行った場合においては、当該登録申請者に対し、BIS認定登録証及び認定登録カードを交付するものとする。

7 第1項及び第3項の登録の経費として、協会は運営委員会の議を経て登録手数料を徴することができるものとする。

なお、BIS認定登録証及び認定登録カードの再交付にあっても、同様とする。

8 登録についての具体的事項は、協会が別に定めるものとする。

(登録の拒否)

第12条 協会は、次の各号の一に該当する場合においては、その登録を拒否するものとする。

一 登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があったとき。

二 登録申請書に重要な事実の記載が欠けているとき。

三 登録申請者が、第10条第1項の規定による認定試験の合格を無効とされた者。

四 認定試験合格後3年を経過した登録申請者及び更新の登録申請者が第11条の規定による更新講習会を受講していない者であるとき。

五 登録申請者が第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

六 登録申請者が成年被後見人又は被保佐人であるとき。

七 登録申請者が禁固以上の刑に処せられ、刑の終了から3年を経過しない者であるとき。

(登録の抹消)

第13条 協会は、BISの登録を受けた者(以下「登録者」という。)が次の各号に掲げる事由に該当する場合においては、速やかに、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- 一 登録の有効期間の満了の際に第11条第3項の規定による更新の申請がなかったとき。
- 二 登録者からBIS認定登録取消し申請書の提出があったとき。
- 三 次条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(登録の取消処分)

第14条 協会は、登録者が次の各号の一に該当する事実がある場合において、当該登録者の登録の取消しを行うものとする。

- 一 登録者が業務に関し法令に基づく懲戒処分を受けたとき。
- 二 登録者が業務に関し不誠実な行為を行ったとき。
- 三 登録者が虚偽又は不正の事実に基づいて第11条第1項及び第3項の登録を受けたとき。
- 四 登録者が成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- 五 登録者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- 六 その他本制度の実施に関して阻害するような行為を行ったとき。

2 協会は、前項の規定により登録の取消しを行う場合には、運営委員会の議を経なければならない。

第5章 雑 則

(その他)

第15条 協会は、この要綱の改正又は協会が別に定める実施要領等の制定及び事業運営上における重要事項については、運営委員会の議を経なければならないものとする。

2 協会は、この要綱に定めるほか、BIS認定制度の事業運営上必要な事項について別に定めることができるものとする。

附 則 この要綱は、平成 元年11月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 4年10月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年10月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年 3月23日から施行する。

B I S 認定制度実施要領

一般社団法人 北海道建築技術協会

B I S 認定制度実施要領

第1 目 的

この要領は、「B I S 認定制度要綱」に基づき B I S 認定制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 運営委員会の設置、運営等

- 1 運営委員会の委員は、一般社団法人 北海道建築技術協会（以下「協会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 2 運営委員会の委員長は、委員の互選による。
- 3 運営委員の任期は、2年とし再任は妨げない。
- 4 運営委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から請求があったとき開催する。
- 5 運営委員会は、会長が招集する。
- 6 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状提出の委員については出席とみなす。
- 7 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 この要領に定めるほか、運営等に関し必要な事項が生じたときは、運営委員会において定める。

第3 講 習 会

- 1 要綱第6条第2項に定める講習会の実施について、協会はその日時、場所、受講申込受付の期間及び窓口、受講手数料その他必要な事項を原則として、講習会開催日の2箇月前に試験講習委員会の議を経て、公表しなければならない。
- 2 講習会の講習内容は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 寒地建築の基礎知識に関する事項。
 - (2) 住宅等の断熱及び気密に関する計画、設計、施工等に関すること。
 - (3) 住宅等の換気及び暖房に関する計画、設計、施工等に関すること。

- (4) 住宅等に係る建築関係法令の基礎知識に関する事項。
- (5) その他必要な事項
- 3 協会は、要綱第6条第1項第2号の更新講習会履修者の求めに応じて、履修証明書を交付する。
- 4 講習会の講師は、試験講習委員会委員及び学識経験者等から試験講習委員会において選任し、会長が委嘱する。
- 5 要綱第6条第3項に定める受講手数料の額は、試験講習委員会において定める。
- 6 講習会を受けようとする者は、受講手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 7 要綱及びこの要領に定めるほか講習会の実施に関し必要な事項は、試験講習委員会において定める。

第4 認定試験

- 1 要綱第7条第1項に定める認定試験の実施について、協会はその日時、場所、試験申込受付の期間及び窓口、受験手数料その他必要な事項を原則として認定試験開催日の2箇月前に試験講習委員会の議を経て、公表しなければならない。
- 2 認定試験の試験内容は、要綱第7条第2項に定めるところにより、次の試験とする。
 - ① B I S 認定試験については、この要領第3の2の講習会の講習内容に係る事項に関して作成する筆記試験問題とする。
 - ② B I S - E 認定試験については、施工管理能力を把握する施工状況説明書（気密性能試験結果を含む以下同じ）作成試験とする。
- 3 認定試験を受けようとする者（以下「受験希望者」という。）は、次の申込書等を協会に提出しなければならない。
 - ① B I S 認定試験受験申込書（別記第1号様式。以下「受験申込書」という。）等を提出しなければならない。
 - ② B I S - E 認定試験受験申込書及び施工状況説明書を提出しなければならない。
- 4 受験希望者は、前項の規定による受験申込書等の提出にあたっては、受験手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 5 要綱第7条第3項に定める受験手数料の額は、試験講習委員会において定める。
- 6 要綱及びこの要領に定めるほか、認定試験の実施に関し必要な事項は、試験講習委員会において定める。

第5 試験講習委員会の設置、運営

- 1 試験講習委員会は、運営委員の所属する各機関、学識経験者等から選任された委員並びに事務局員で構成する。
- 2 試験講習委員会の委員及び委員長は、会長が選任し必要な期間を定めて委嘱する。
- 3 試験講習委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 試験講習委員会は、委員長が招集する。
- 5 試験講習委員会の業務
 - (1) 認定試験及び講習会の日時、場所、受付期間などこの要領に定める事項。
 - (2) 試験問題の作成及び答案の採点に関する事項。
 - (3) 講習会の講師の選任について
 - (4) 講習会のテキスト作成又は選定に関すること。
 - (5) BIS-E 認定試験の合否の決定

第6 合格決定

- 1 BIS 認定試験の合否は、運営委員会が試験講習委員会の作成した合格判定資料に基づき決定する。
- 2 BIS-E 認定試験の合否は、試験講習委員会が同委員会の作成した合格判定資料（試験チェックリスト）に基づき決定し、その結果を運営委員会に報告する。
- 3 協会は、認定試験の合格者に対して、遅滞なくBIS認定試験合格通知書（別記第2号様式。以下「合格通知書」という。）により通知しなければならない。

第7 登録

- 1 要綱第11条第1項の規定による登録申請書（別記第3号様式）には、次の書類を添付して協会に提出しなければならない。

住民票（発行後6箇月以内で本籍地記載のもの）
- 2 登録申請者は登録申請書の提出にあたっては、協会が定める登録手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。
- 3 協会は、登録申請があった場合において、登録申請書の記載内容を審査するとともに認定試験の合格もしくは更新講習会の受講の事実を確認し、要綱第12条の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なくBIS認定登録者名簿（別記第4号様式。以下「登録名簿」という。）に必要事項を登録しなければならない。
- 4 協会は、登録名簿を北海道等に対しその利用に供しなければならない。
- 5 登録者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかにBIS認定登録事項変更届（別記第7号様式。以下「変更届」という。）に、その変更事項を証する書類を添付して協会に提出しなければならない。

この場合において、BIS認定登録証（別記第5号様式。以下「登録証」という。）及び認定登録カード（別記第6号様式。以下「登録カード」という。）の記載事項に変更がある場合は、登録証及び登録カードも添付しなければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 本 籍 地
- (3) 現 住 所
- (4) 勤 務 先

6 協会は、前5による変更届があった場合は、遅滞なく登録名簿を訂正のうえ、当該変更届を提出した登録者に対し登録証及び登録カードの再交付をしなければならない。

7 登録者が登録証又は登録カードを汚損又は失った場合においては、速やかに登録証又は登録カードの再交付申請書（別記第8号様式）に、その登録証又は登録カードを添付して、協会に提出しなければならない。

8 前7の再交付申請書の提出にあたっては、協会が定める再交付手数料をあらかじめ郵便振替により納入しなければならない。

9 協会は、再交付申請の提出を受けたときは、速やかに再交付申請書を提出した登録者に対し登録証又は登録カードを再交付しなければならない。

10 要綱第11条第7項に定める登録手数料の額は、試験講習委員会において定める。

第8 廃業等の届出

1 登録者が住宅等の建築及び改修に係る温熱環境関連業務をBISとして行うことを止めようとするとき又は継続することができなくなったときは、速やかにBIS認定登録取消申請書（別記第9号様式）に登録証及び登録カードを添付し、協会に提出しなければならない。

2 協会は、要綱第13条第2号及び第3号の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその旨を当該登録者に通知しなければならない。

第9 登録手数料の不返還

納入された登録手数料は、要綱第12条の規定により登録を拒否する場合を除き返還しない。

第10 更新講習会の失効免除

BIS資格を更新しようとする者が、更新講習会の該当年次において下記事由により受講できない場合は、書面をもって協会に届出をしなければならない。

- 1 長期入院か療養によるもの（診断書添付）
- 2 公的機関の交通障害によるもの（遅延証明書）
- 3 社命による海外赴任（研修）によるもの（会社の証明）
- 4 その他特別な理由によるもの（冠婚葬祭等）

第11 その他

この要領に定めるほか、B I S認定制度の事業実施に係る業務処理上必要な事項については、協会が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 4年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。